特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	国民健康保険に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

湯前町は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの 取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等 の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じるこ とにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを 宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

湯前町長

公表日

令和7年6月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	国民健康保険に関する事務				
②事務の概要	・国民健康保険法に基づき、被保険者の資格の得喪・変更等の管理、被保険者証・限度額適用認定証等の発行、レセプトのチェック、療養費等の給付業務を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①被保険者等の資格に関する届出受付・管理等 ②医療給付に関する届出受付・管理・所得区分等の確認・支払 ・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。 ・国民健康保険システムを利用して被保険者資格異動に関するデータを国保連合会へ送信する。都道府県内異動の場合、転入・転出先市町村の適用開始日の重複・空欄などをチェックする。 ・高額該当回数の引継業務として、継続候補世帯情報を作成、転入・転出地市区町村の国保システムへデータを配信する。				
③システムの名称	①国民健康保険(資格・賦課)システム、②ガバメントクラウド、③EUCシステム				

2. 特定個人情報ファイル名

資格異動ファイル、緩和措置異動情報ファイル、国民健康保険給付ファイル、国民健康保険収滞納ファイル、国保資格取得喪失年月日 連携ファイル、高額該当引継情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 30項 市町村長又は国民健康保険組合「国民健康保険法(昭和33年法律192号)による保険給付組合の支給 又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】1,2,3,4,5,12,15,17,22,26,27,29,3 【情報照会】42項	80,33,39,42,58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,120項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	湯前町役場 税務町民課
②所属長の役職名	税務町民課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求						
請求先	請求先 湯前町役場 総務課 熊本県球磨郡湯前町1989-1 0966-43-4111					
8. 特定個人情報ファイルの	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					
連絡先	湯前町役場 税務町民課 熊本県球磨郡湯前町1989-1 0966-43-41 <mark>30</mark>					
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した						
適用した理由						

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人未満(任意実施)]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和7年	令和7年3月31日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
いつ時点の計数か		令和7年3月31日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故					
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
[基礎	項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関については、それ	ぞれ重点項目評価書	書又は全項目評価書において、リス ク	ク対策の詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワーク	システムを通じたノ	(手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	5]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	5]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	5]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である	5]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	☑(委託や情報提供ネッ)	トワークシステムを通	にた提供を除く。) []提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である	5]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	5]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である	5]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない						
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナ 上で記載されたマイナンバ・		するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その 認を行っている。			

9. 監査				
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査			
10. 従業者に対する教育・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている2) 十分に行っている3) 十分に行っていない			
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する			
最も優先度が高いと考えられ る対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 〈選択肢〉 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発			
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢>			
判断の根拠	アクセス権限の管理を行い、特定の職員しか扱えない環境にある。紙媒体については、カギがかけられるキャビネットにて管理している。			

変更簡所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月30日	1. 1. ③	・国民健康保険(資格)システム・次期国保総合 システム及び国保情報集約システム	バメントクラウド、③EUCシステム	事前	
令和7年6月30日	I . 8	湯前町役場 税務町民課 熊本県球磨郡湯前 町1989-1 0966-43-4111	湯前町役場 税務町民課 熊本県球磨郡湯前 町1989-1 0966-43-4130	事前	
令和7年6月30日	Ι. 1	平成27年3月31日	令和7年3月31日	事前	
令和7年6月30日	II. 2	500人未満	500人以上	事前	
令和7年6月30日	II. 2	平成27年3月31日	令和7年3月31日	事前	
令和7年6月30日	IV. 8		住基ネット照会によりマイナンバーを取得する のではなく、申請者からマイナンバーの提供を 受け、その上で記載されたマイナンバーの真正 性確認を行っている。	事前	
令和7年6月30日	IV. 11		アクセス権限の管理を行い、特定の職員しか 扱えない環境にある。紙媒体については、カギ がかけられるキャビネットにて管理している。	事前	